

目標

- ひきこもりご本人が、人・社会とつながり、そしてつながり続けること (ひきこもり状態に戻らないこと)
- 経済的基盤を確保すること

ひきこもり状態

3.ご本人自ら、あるいはご家族と共に相談機関などに出向く  
(相談機関や医療機関によっては、支援者が訪問する  
場合もある)  
(ご本人がつながりやすいところであれば、相談機関や  
医療機関に限定しなくてもよい)

ご本人

2-1.ご家族からご本人に  
「出かけてみないか」と提案を行う

2-2.ご家族が親の会 (自助グループ) などに参加する

ひきこもり状態からのステップ      ご家族      1. まずご家族が相談機関などに出向く

5. 医療機関 (精神科・神経科・心療内科) を受診したら

- 5-1-1. 精神障害者保健福祉手帳の取得
- 5-1-2. 障害者地域生活支援センター (神戸市内14か所)
- 5-1-3. 就労移行支援
- 5-1-4. 就労支援A型・B型
- 5-1-5. 一般企業障害者雇用枠への就労
- 5-2. 精神科デイケアに通う
- 5-3. 障害年金の受給
- 5-4. 直接、一般企業への就労・自営業等

6-1-1. 手帳が取得できない (「取得しない」と決めた場合も含む)

4. 医療機関を使うかどうか、様々な制度・サービスを使うかを検討する  
(医療機関へは病気がどうかの見極めだけでなく、制度やサービスを使うため、という理由も含めて受診するかどうかを検討する)  
→障害者福祉サービスを使うためには、受診・診断が必須

- 6-1-2. 福祉制度に基づかない民間の「ひきこもりがちな方々の居場所」などに参加する  
(ご本人がつながりやすいところであれば「ひきこもり」に特化した場所でもなくともよい)
- 6-1-3. 就労支援機関に出向く
- 6-1-4. [39歳まで] 若者サポートステーション
- 6-1-5. [39歳まで] 若者しごと倶楽部 (ジョブカフェひよこ)
- 6-1-6. [44歳まで] 姫路市わかものジョブセンター
- 6-1-7. [全年齢対象] ハローワーク
- 6-1-8. 直接、一般企業への就労・自営業等

6. 精神科・神経科医療機関を受診しない  
あるいは、精神疾患ではない

6-2-3. 開業カウンセラー

- 6-2-1. 心理カウンセリングを受ける (ご本人・ご家族共に)
- 6-2-2. 就労準備支援事業
- 6-2-3. 就労訓練事業 (中間的就労)
- 6-2-4. 大学が設置している一般市民向けカウンセリング機関
- 7-1-1. 生活困窮者自立支援制度
- 7-1-2. 生活保護制度
- 7-1-3. 就労訓練事業 (中間的就労)
- 7-2-1. 生活保護制度

- 甲南大学
- 甲南女子大学
- 神戸松蔭大学院大学
- 神戸女学院大学
- 神戸親和女子大学
- 武庫川女子大学

7. [受診する/しない・精神疾患の有無にかかわらず] 生活費の確保が難しい場合